

令和6年 第15回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和6年10月24日

○議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第50号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第51号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第52号 | 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について |
| 議案第53号 | 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について |

その他

- | | | |
|--------|---------------------|-------|
| 次回開催日 | 令和6年10月27日（日）10：00～ | 区長応接室 |
| 次々回開催日 | 令和6年11月20日（水）10：00～ | 区長応接室 |

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年10月24日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第2号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における中央区の各投票区の投票立会人を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月16日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

公職選挙法
(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

最高裁判所裁判官国民審査法
(投票に関する事務の担任)

第十二条

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年10月24日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第3号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における中央区の投票区の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月23日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項及び同法施行令第24条第1項及び第3項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項及び同法施行令第4条の規定による。

公職選挙法
(投票管理者)
第三十七条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令
(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

最高裁判所裁判官国民審査法
(投票に関する事務の担任)

第十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令
(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第四条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令
(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における中央区の投票区の投票管理者を次のように変更した。

令和6年10月 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

議案第52号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、中央区開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和6年10月24日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

公職選挙法 第六十二条

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

最高裁判所裁判官国民審査法 第十九条

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第53号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和6年10月24日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

公職選挙法 第六十二条

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等